

(別紙 1)

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について

平成 22 年 12 月 27 日

金融庁

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 2 条に掲げる金融機関は、法第 8 条の規定に基づき、法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から本年 9 月 30 日までの間に行った貸付条件の変更等の状況を（11 月 15 日までに）行政庁に報告したところです。今般、金融庁は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき、当該報告の概要を以下のとおり取りまとめましたので、これを公表いたします。

1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が 97.3%、実行率②が 87.9%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率① ※1	実行率② ※2
主要行等 (11) ※3	147,283 (76,607)	125,502 (67,805)	4,216 (2,213)	12,428 (4,756)	5,137 (1,832)	96.7%	85.2%
地域銀行 (106) ※4	512,628 (147,070)	449,621 (132,546)	13,425 (3,440)	30,850 (7,488)	18,732 (3,591)	97.1%	87.7%
その他の銀行 (28) ※5	7,505 (984)	6,480 (829)	281 (78)	164 (28)	580 (47)	95.8%	86.3%
信用金庫 (273) ※6	385,067 (71,349)	341,914 (63,552)	8,008 (1,590)	21,700 (3,949)	13,445 (2,247)	97.7%	88.8%
信用組合 (160) ※7	59,516 (12,097)	53,502 (10,909)	1,248 (275)	2,698 (583)	2,068 (326)	97.7%	89.9%
労働金庫 (14) ※8	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連 (67) ※9	2,926 (2,113)	2,693 (1,925)	29 (40)	153 (93)	51 (53)	98.9%	92.0%
農協・漁協 (887) ※10	18,568 (2,319)	16,148 (1,784)	446 (122)	1,437 (255)	537 (152)	97.3%	87.0%
合計 (1546)	1,133,494 (312,542)	995,861 (279,353)	27,653 (7,758)	69,430 (17,152)	40,550 (8,248)	97.3%	87.9%

- ※1 実行率①＝実行件数／（実行件数＋謝絶件数）。以下同じ。
- ※2 実行率②＝実行件数／申込み件数。以下同じ。
- ※3 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。以下同じ。
- ※4 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。以下同じ。
- ※5 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。以下同じ。
- ※6 信金中央金庫の計数を含む。以下同じ。
- ※7 全国信用協同組合連合会の計数を含む。以下同じ。
- ※8 労働金庫連合会の計数を含む。以下同じ。
- ※9 信農連、信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。以下同じ。
- ※10 農協、漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。以下同じ。
- ※11 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。以下同じ。
- ※12 左端の欄中の括弧内は、本年9月末時点の金融機関数。以下同じ。
- ※13 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

2. 債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていなかったとき

債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていなかったときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が 97.3%、実行率②が 89.6%となっており、1. の場合と比較してほぼ同水準の実行率となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行		謝絶		審査中	取下げ	実行率①	実行率②
		保証協会が条件変更対応保証を応諾したもの		保証協会が条件変更対応保証を応諾したもの					
主要行等 (11)	88,074 (66,012)	76,968 (59,013)	0 (0)	2,509 (1,932)	0 (0)	5,784 (3,620)	2,813 (1,445)	96.8%	87.4%
地域銀行 (106)	244,063 (112,035)	219,097 (102,245)	8 (1)	6,605 (2,581)	1 (1)	11,675 (4,991)	6,686 (2,215)	97.1%	89.8%
その他の銀行 (28)	7,359 (963)	6,357 (811)	0 (0)	275 (77)	0 (0)	153 (27)	574 (46)	95.9%	86.4%
信用金庫 (273)	165,722 (47,664)	149,745 (42,803)	0 (0)	3,286 (1,096)	0 (0)	7,861 (2,393)	4,830 (1,367)	97.9%	90.4%
信用組合 (160)	33,773 (10,069)	30,755 (9,122)	0 (0)	745 (236)	0 (0)	1,274 (464)	999 (244)	97.6%	91.1%
労働金庫 (14)	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100%	100%
信農連・信漁連 (67)	2,129 (1,874)	1,944 (1,696)	0 (0)	27 (40)	0 (0)	119 (84)	39 (52)	98.6%	91.3%
農協・漁協 (887)	16,844 (1,999)	15,058 (1,581)	0 (0)	356 (98)	0 (0)	1,040 (201)	390 (116)	97.7%	89.4%
合計 (1546)	557,965 (240,619)	499,925 (217,274)	8 (1)	13,803 (6,060)	1 (1)	27,906 (11,780)	16,331 (5,485)	97.3%	89.6%

3. 債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていたとき

債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていたときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。謝絶のうち、「保証協会等が債務の保証を応諾したもの」は、全業態の合計で3,821件（465億円）となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶		審査中	取下げ	実行率①	実行率②
				保証協会等が債務の保証を応諾したもの				
主要行等 (11)	59,209 (10,595)	48,534 (8,791)	1,707 (280)	538 (90)	6,644 (1,135)	2,324 (386)	96.6%	82.0%
地域銀行 (106)	268,565 (35,035)	230,524 (30,301)	6,820 (859)	1,807 (223)	19,175 (2,497)	12,046 (1,375)	97.1%	85.8%
その他の銀行 (28)	146 (20)	123 (18)	6 (1)	0 (0)	11 (0)	6 (0)	95.3%	84.2%
信用金庫 (273)	219,345 (23,683)	192,169 (20,749)	4,722 (494)	1,361 (139)	13,839 (1,555)	8,615 (879)	97.6%	87.6%
信用組合 (160)	25,743 (2,027)	22,747 (1,787)	503 (38)	109 (10)	1,424 (118)	1,069 (81)	97.8%	88.4%
労働金庫 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
信農連・信漁連 (67)	797 (238)	749 (228)	2 (0)	2 (0)	34 (8)	12 (1)	99.7%	94.0%
農協・漁協 (887)	1,724 (316)	1,090 (202)	90 (23)	4 (3)	397 (53)	147 (35)	92.4%	63.2%
合計 (1546)	575,529 (71,914)	495,936 (62,076)	13,850 (1,695)	3,821 (465)	41,524 (5,366)	24,219 (2,757)	97.3%	86.2%

4. 債務者が中小企業者である場合であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有するとき

債務者が中小企業者である場合であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有するときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。謝絶のうち、「他金融機関により法の施行日以後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していたもの」は、全業態の合計で2,012件（920億円）となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行		謝絶		審査中	取下げ	実行率 ①	実行率 ②
		保証協会が条件 変更対応保証を 応諾したもの		他金融機関により法の施行日 以後になされた貸付条件の変更等 の実行を認識していたもの					
主要行等 (11)	50,969 (31,511)	44,652 (28,078)	0 (0)	1,411 (1,073)	508 (417)	3,511 (1,760)	1,395 (598)	96.9%	87.6%
地域銀行 (106)	85,472 (39,344)	74,410 (35,208)	0 (0)	3,401 (1,293)	1,095 (362)	5,218 (2,044)	2,443 (796)	95.6%	87.1%
その他の銀行 (28)	1,692 (234)	1,501 (192)	0 (0)	72 (23)	20 (3)	93 (14)	26 (4)	95.4%	88.7%
信用金庫 (273)	48,195 (14,560)	42,722 (13,052)	0 (0)	1,276 (408)	327 (100)	2,890 (781)	1,307 (315)	97.1%	88.6%
信用組合 (160)	7,373 (3,036)	6,488 (2,760)	0 (0)	244 (78)	40 (25)	423 (145)	218 (51)	96.4%	88.0%
労働金庫 (14)	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100%	100%
信農連・信漁連 (67)	590 (735)	520 (627)	0 (0)	20 (36)	9 (8)	34 (46)	16 (24)	96.3%	88.1%
農協・漁協 (887)	862 (281)	644 (215)	0 (0)	75 (24)	13 (5)	69 (19)	74 (21)	89.6%	74.7%
合計 (1546)	195,154 (89,704)	170,938 (80,135)	0 (0)	6,499 (2,935)	2,012 (920)	12,238 (4,809)	5,479 (1,809)	96.3%	87.6%

5. 債務者が住宅資金借入者である場合

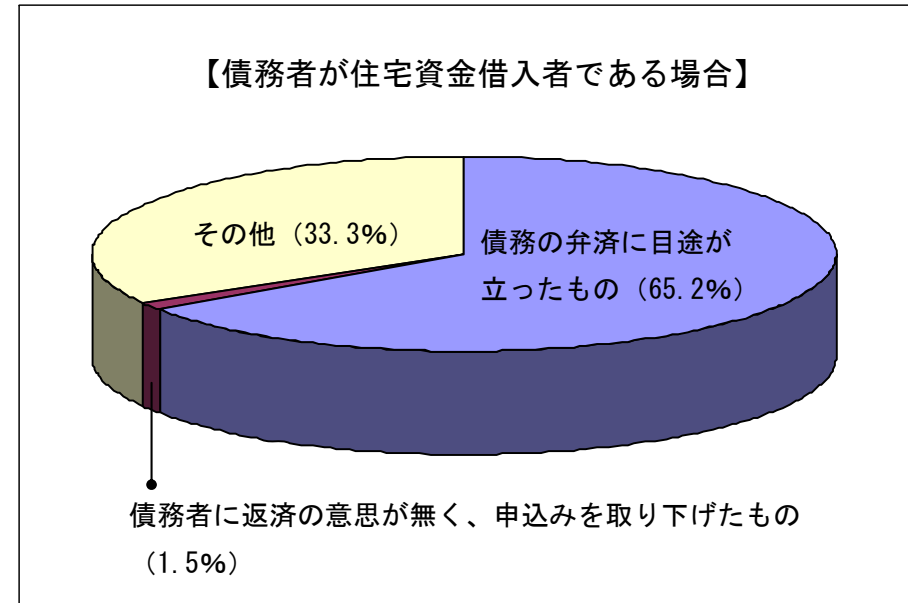
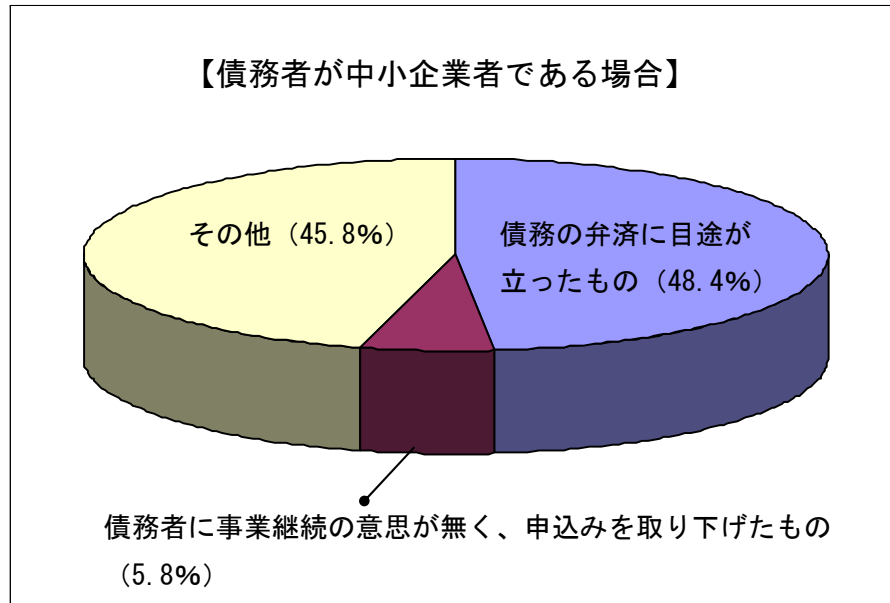
債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が91.3%、実行率②が71.4%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率①	実行率②
主要行等 (11)	25,512 (4,650)	19,748 (3,609)	1,307 (245)	2,567 (469)	1,890 (325)	93.8%	77.4%
地域銀行 (106)	55,309 (8,006)	37,354 (5,457)	4,351 (629)	5,240 (742)	8,364 (1,174)	89.6%	67.5%
その他の銀行 (28)	1,516 (195)	1,181 (142)	126 (27)	130 (14)	79 (11)	90.4%	77.9%
信用金庫 (273)	24,520 (3,411)	18,215 (2,573)	1,361 (176)	1,938 (274)	3,006 (383)	93.0%	74.3%
信用組合 (160)	4,013 (551)	3,026 (420)	276 (35)	272 (40)	439 (54)	91.6%	75.4%
労働金庫 (14)	3,289 (444)	2,152 (286)	391 (57)	370 (50)	376 (48)	84.6%	65.4%
信農連・信漁連 (67)	73 (9)	57 (7)	2 (0)	5 (0)	9 (1)	96.6%	78.1%
農協・漁協 (887)	2,856 (378)	1,814 (233)	189 (24)	339 (47)	514 (70)	90.6%	63.5%
合計 (1546)	117,088 (17,644)	83,547 (12,727)	8,003 (1,193)	10,861 (1,636)	14,677 (2,066)	91.3%	71.4%

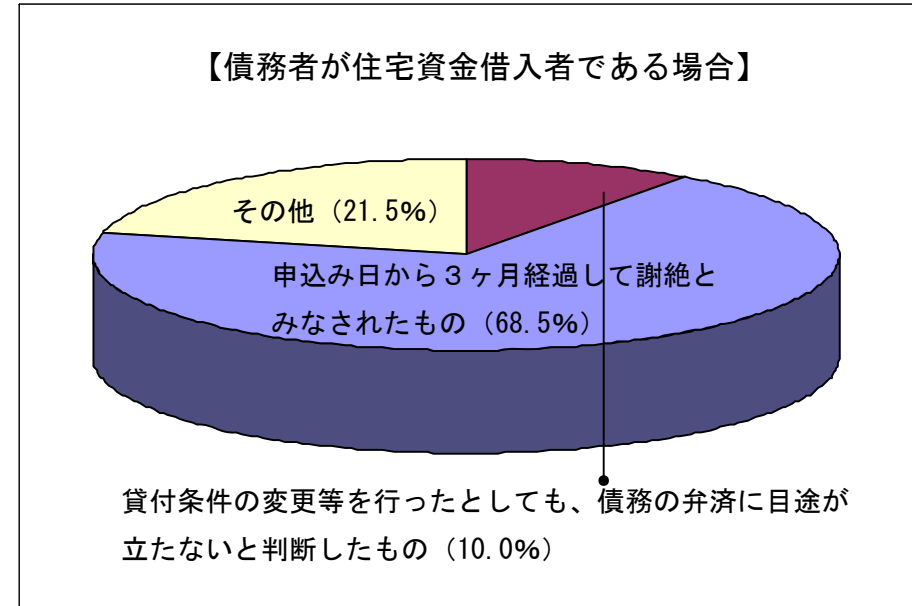
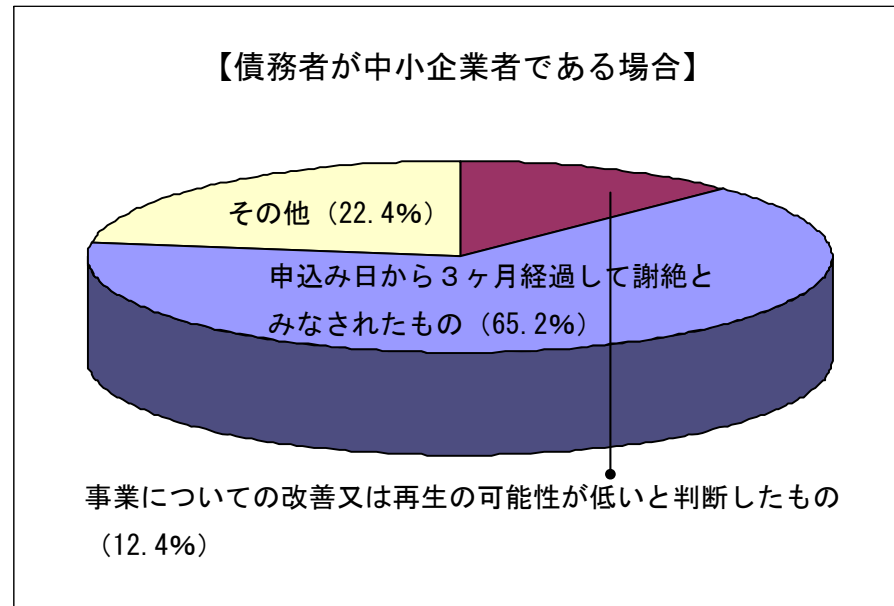
6. 債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由

債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由は、下の円グラフのとおりです。「債務の弁済に目途が立ったもの」は債務者が中小企業者である場合には全体の約5割、債務者が住宅資金借入者である場合には全体の約7割を占めています。



7. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。債務者が中小企業者である場合及び債務者が住宅資金借入者である場合の双方において、「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」が約7割を占めています。



注) 「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」であっても、その後、実行に至った場合には、その時点で「申込み」「実行」に1件ずつ再計上することとされている。

(以 上)